

様式 4 附属機関等概要

附属機関等名 (庶務担当課)	埼玉県文化財保護審議会 (文化財・博物館課)	
設置年月日	昭和51年4月1日	
設置根拠等	文化財保護法第190条第1項 埼玉県文化財保護審議会条例 埼玉県文化財保護審議会規則	
委員定数・任期	20人以内・2年	
職務内容	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。	
公開・非公開 の別	公開	ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。
令和6年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<p>第1回</p> <p>開催日 令和6年7月5日(金)</p> <p>場所 さいたま共済会館 602会議室</p> <p>議題等</p> <p>1 審議 令和6年度の調査文化財 各部会の調査・検討事項</p> <p>2 報告 令和5年度の指定文化財の現状変更 令和6年度文化財関係主要事業</p> <p>第2回</p> <p>開催日 令和7年2月18日(火)</p> <p>場所 埼玉県県民健康センター 中会議室</p> <p>議題等</p> <p>1 審議 県指定文化財の新規指定の答申 各部会の調査・検討事項</p> <p>2 報告 天然記念物「中川低地の河畔砂丘 高野砂丘」の追加指定 令和6年度国・県指定文化財の主な補助事業 令和6年度新規国指定・登録文化財</p>	